第1回全国健康保険協会船員保険協議会議事録

第1回全国健康保険協会船員保険協議会

開催日時:平成21年7月29日(水)14:00~15:00

開催場所:全国都市会館

出席者:岩村委員、江口委員、大内委員、大谷委員、小坂委員、佐々木委員、清水委員、

髙橋委員、田付委員、田中委員、野川委員、三木委員(五十音順)

議 題:1 船員保険協議会について

2 その他

事務局 ただいまから、第1回船員保険協議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。委員長選任までの間、進行を務めさせていただきます全国健康保険協会企画部長の私、西川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初に委員の御紹介をさせていただきたいと存じます。お手元に委員名簿がございます。

まず公益委員、岩村正彦先生。東京大学大学院法学政治学研究科教授でいらっしゃいます。

続きまして大谷孝一先生。早稲田大学大学院商学研究科教授。

田付茉莉子先生。青山学院大学経済学部教授。

野川忍先生。明治大学大学院法務研究科教授。

続きまして被保険者側委員。大内教正 全日本海員組合組合長代行。

髙橋健二 全日本海員組合水産局長。

田中伸一 全日本海員組合総務局長。

清水保 全日本海員組合企画室長代行。

続きまして船舶所有者側委員。江口清徳 社団法人日本旅客船協会労務部会副部会長。 小坂智規 社団法人大日本水産会常務理事。

佐々木真己 社団法人日本船主協会労政委員会委員。

三木孝幸 日本内航海運組合総連合会副会長。

本協議会は、船舶所有者、被保険者及び学識経験者のそれぞれ4名の方々から構成されております。江口委員、小坂委員、佐々木委員、三木委員が船舶所有者の代表。大内委員、 髙橋委員、田中委員、清水委員が被保険者の代表。岩村委員、大谷委員、田付委員、野川 委員が学識経験者として、厚生労働大臣から任命されております。

続きまして、事務局を務める全国健康保険協会の役職員を御紹介申し上げます。まず、 理事長の小林でございます。 総務担当理事の高橋でございます。

企画担当理事の貝谷でございます。

業務・サービス担当理事の網野でございます。

システム担当理事の大野でございます。

高橋監事でございます。

健康保険業務サービス部長の大場でございます。

総務部長の大久保でございます。

では、協会を代表いたしまして、理事長の小林より一言ごあいさつを申し上げます。

小林理事長 本日はお忙しい中、船員保険協議会に御出席いただきましてありがとうございます。

全国健康保険協会は、昨年 10月1日に政府が管掌する健康保険を国から引き継ぎまして 運営する保険者として設立されました。平成 19年の雇用保険法等の一部を改正する法律に おいて、船員保険法が改正され、平成 22年1月1日から、船員保険制度のうち労働者災害 補償保険制度及び雇用保険制度に相当する部分をそれぞれの制度に統合し、それ以外の部 分を全国健康保険協会に移管することとされました。

協会は非公務員型の法人として、民間のノウハウを積極的に導入し、業務の効率化やサービスの向上を図り、協会の理念であります健康保険の加入者や事業主の皆様の利益の実現を図るために全力で取り組んでおります。今度移管されます船員保険につきましても、加入者や船舶所有者の皆様の御意見を踏まえた自主自立の運営、公正で効率的な運営、質の高いサービスの提供、健全な財政運営を事業運営のキーコンセプトに据え、健康保険事業と同様に取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本船員保険協議会は、協会本部において加入者や船舶所有者の皆様の御意見をお聴きしながら、自主自立の原則のもと、船員保険事業の業務の円滑な運営を図るために設けられたものであり、当該業務の運営に関する重要事項を御審議いただくこととなります。本日は、本船員保険協議会の初会合として、船員保険業務の移管に向けた準備状況や審議の進め方について御議論いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、協会が真に船員保険の加入者のためのよりよい保険者となるよう、忌憚のない御意見を頂戴し、御指導御鞭撻をいただきたいと存じますので、よるしくお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

事務局 続きまして、本日は厚生労働省保険局からもオブザーバーとして御出席いただいておりますので、御紹介申し上げます。

外口保険局長でございます。

吉田保険局保険課長でございます。

続きまして、現在、船員保険の保険者である社会保険庁からもオブザーバーとして御出 席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

高原統括管理官でございます。

長屋船員保険室長でございます。

それでは、外口保険局長から一言ごあいさつをいただきたいと存じます。

外口保険局長 全国健康保険協会の船員保険協議会第1回会合の開催に当たりまして、 ごあいさつ申し上げます。初めに、皆様方におかれましては、委員をお引き受けください まして誠にありがとうございます。改めて厚く御礼申し上げます。

船員保険制度につきましては、御案内のように昭和15年に施行され、船員に対する総合保険として、船員労働の特殊性を踏まえた給付を行い、船員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に大きく寄与してまいりました。しかしながら、船員保険制度を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、船員保険関係者の皆様による制度の見直しの議論を経て、船員保険法の改正が平成19年4月に行われました。この改正によりまして、来年1月から、職務上疾病年金部門、失業部門を、それぞれ一般制度に当たります労災保険、雇用保険に統合するとともに、職務外疾病部門と労災保険の上乗せ給付部分を新船員保険と位置付け、全国健康保険協会で運営することとなったものであります。

今後、国から協会への業務の円滑な引き継ぎを図るとともに、船員保険事業を全国健康保険協会で行うに当たり、船員保険関係者の皆様の意見を反映した形での適切な事業運営を図っていくために、船員保険協議会に重要な役割を担っていただくことになります。皆様のこれからのご協力を、どうぞよろしくお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。外口保険局長につきましては、公務の都合により退席されます。

それでは、議事に先立ちまして、まず本協議会の委員長を選任いただきたいと存じます。 船員保険法施行規則において、「船員保険協議会に委員長を置き、委員の互選により選任す る」となっております。 どなたか御推薦はございませんでしょうか。

小坂委員 小坂でございます。推薦をさせていただきたいと存じます。学識経験豊かで 公益委員であられる岩村先生に、ぜひとも委員長、座長を務めていただきたいと存じます。

事務局 ただいま、小坂委員から岩村委員の御推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし、の声)

御異議がないようですので、岩村委員には委員長をお願いしたいと存じます。それでは、 これからの議事につきましては岩村委員長にお願い申し上げます。恐れ入りますが、岩村 委員長におかれましては委員長席に移動をお願いしたいと思います。

岩村委員長 御指名いただきました岩村でございます。各側の委員の皆様方、並びに事務局を務めていただきます全国健康保険協会の皆様方の御支援をいただきながら、本協議会の円滑な運営に努めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず船員保険法施行規則によりますと、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う、とされている

ところでございます。この委員長代理につきましては、同じく公益側でいらっしゃいます 野川委員にお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

野川委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入らせていただきたいと思います。お手元に議事次第がございますので、それに沿いながら進めてまいりたいと思います。まず、船員保険協議会についてということで、資料1として「船員保険協議会関係規定」、及び資料2としまして「船員保険協議会の運営について(申し合わせ)案」について、資料を用意していただいておりますので、これにつきまして事務局の方から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

長屋船員保険室長 失礼いたします。社会保険庁船員保険室長の長屋でございます。それでは、資料1をまずご覧賜わりたいと存じます。船員保険協議会の職務や組織等につきましては、基本的に法令により規定されているものでございます。以下、関係規定がございますけれども、時間の都合もございますので、ごく掻い摘んで御説明申し上げたいと思います。

まず1ページ、改正後の船員保険法第六条のところをご覧いただきます。船員保険協議会といたしまして、船員保険事業に関して船舶所有者及び被保険者の意見を聴き、当該事業の円滑な運営を図るため、協会に船員保険協議会を置く、とされております。これが船員保険協議会の意義でございます。

次に、第七条のところをご覧いただきます。船員保険協議会の職務といたしまして、第 1項でございますが、協会の理事長は、次に掲げる事項の立案をしようとするときは、あ らかじめ船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないこととされて おります。そして具体的には、定款の変更、協会の運営規則の変更、協会の毎事業年度の 事業計画並びに予算及び決算、協会の重要な財産の処分または重大な債務の負担。これら のうち船員保険事業にかかるものについては、あらかじめ船員保険協議会の意見を聴き、 その意見を尊重しなければならないこととされているところでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、この船員保険協議会は大変公共性の高い職務を担っているということでございまして、船員保険法により読み替えられます。その2ページの健康保険法の点線で囲ってある中をご覧いただきたいのでございますが、委員の地位ということで、船員保険協議会の委員につきましては、いわゆるみなし公務員の規定がございます。

また、3ページをご覧いただきまして、同じく点線内の第七条の三十七というところでございますが、船員保険協議会の委員の方につきましては秘密保持義務も課せられているところでございます。よろしくお願いいたします。

ほかにも種々規定がございますけれども、時間の関係で省略させていただきます。後に 御一読賜わればと存じます。

引き続き、資料2でございます。船員保険協議会の運営につきまして、法律や省令で規

定しきっていない部分につきまして、この協議会での申し合わせということで、次のようなことを申し合わせてはどうかという案でございます。

説明させていただきます。船員保険協議会の議事の手続きその他の運営は、雇用保険法等の一部を改正する法律、雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法、船員保険法施行規則によるほか、この申し合わせに定めるところによる。ということでございまして、

- 1、議決方法として、「船員保険協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって、決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる」ということでございます。
- 2、会議の運営といたしまして、「この申し合わせに定めるもののほか、船員保険協議会の議事の手続きその他の運営に関し必要な事項は、委員長が船員保険協議会に諮って定める」ということでございます。
- 3、代理人といたしまして、「 委員は、他の委員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は委員長に対し、あらかじめ委任状を提出しなければならない」ということでございます。 といたしまして、「他の委員を代理人として議決権を行使する委員は会議に出席した委員とみなす」という規定でございます。

4番といたしまして、委員以外の者の出席として「委員長は、専門的事項について審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見または説明を求めることができる」ということでございます。

5番といたしまして、会議の公開。この船員保険協議会は、原則として公開でございます。「ただし、委員長は、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他、正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる」ということでございます。

6番といたしまして、議事録に関する規定でございます。そして、 といたしまして、 議事録は原則として公開。ただし、「委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に 支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事 録の全部または一部を非公開とすることができる。」 といたしまして、「ただ、非公開と する場合でも、その非公開とした部分については議事要旨を作成してこれを公開する。」と いうことを規定する申し合わせ案でございます。以上でございます。

岩村委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました資料1及び資料2につきまして、御質問あるいは御意見等ありましたら、お願いしたいと思います。清水委員、どうぞ。

清水委員 資料 2 について御質問いたします。 2 つありまして、 1 つは 1 番の議決方法です。船員保険協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する、とございます。ここで言う委員には、委員長も含まれるのかどうか。これが第 1 点。

それから3番に代理人というのがございますが、委員は他の複数の委員から代理人として委任を受けることができるのかどうか。以上の2点です。

岩村委員長 それでは事務局の方で、今の御質問についてお答えいただけますでしょうか。

高原統括管理官 ただいま御質問いただいた2点でございますけれど、基本的に、まず最初の出席した委員の中には委員長も含まれるという解釈でございます。それから第2点の、複数の委員を代理できるのかということでございますけれど、これも複数の委員を代理して差し支えないと考えております。

岩村委員長 よろしゅうございましょうか。はい。そのほかいかがでございましょうか。 大内委員、どうぞ。

大内委員 大内でございます。資料1の第七条について、ちょっと理解を深めるために質問したいと思います。第七条の条文はこのとおりで、一、二、三、四、五というふうにありますが、これ以外は、船員保険協議会では協議できないという理解になるのか。あるいは、委員の方から問題提起があれば、それらについてこの場でどうするかということを決めて、もし了解をされるということであれば審議できるのか。と申しますのは、船員保険事業運営懇談会で今、議論している部分がございまして、それが持ち越しになるという部分もないわけではないという部分が1つございます。

もう1点は、船員保険のさまざまな問題が、ここに示された以外で問題が生じる可能性がなしとはしないというふうにも思えます。そういう中で、改めて今まで事業運営懇談会でやってきたような内容の案件が、船員保険協議会の場で協議できるのかどうか、ということです。その辺はどういうふうに理解をしたらいいのか。例えばその第七条の四のところです。重要な財産の処分または重大な債務の負担と、こういうふうに1つあります。それからその他、船員保険事業に関する重要事項として、厚生労働省令で定めるものと、こういうふうに書かれておりますけれども、一、二、三というところでは、ちょっとその辺は該当しないし、四も五も、該当するかどうかというのはちょっとよく見えておりませんので、その辺についてちょっと教えていただければというふうに思います。

岩村委員長 それでは、この点について事務局の方でお答えをいただければと思います。 吉田保険課長 保険課長でございます。船員保険法の解釈という趣旨かと思いますので、 まず私の方からお答えをした上で、必要に応じて健保協会さんの方から補足をしていただ ければと思います。

先ほど、資料の説明で申し上げましたように、この協議会そのものの位置づけは、今、 委員の皆様方がごらんいただいております条文から明らかなように、協会に置かれている ということと、第六条にございますように、船員保険事業の円滑な運営を図るためにそれ ぞれ、船舶所有者、被保険者の方々の御意見を聴き、ここで御議論をいただくという場だ というふうに、まず基本的に位置づけられていると理解をしております。

今、委員御指摘がありましたように、七条のところはいわゆる理事長が行為を行うに当たっての必要的付議事項という言葉で言ったらいいのでしょうか、基本的にこれは聴かなければならないという、理事長の方を律していることというふうに整理ができるかと思い

ますので、この場においてどういう案件を議論するかという点につきましては、まず冒頭申し上げました六条の、そもそもこの場が何かということの中で、それぞれ委員の皆様方が委員長の進行のもとで仕切っていかれるものではないかというふうに理解をしております。ここに、またその運営につきましては、事務局を通じましてそれぞれの課題、それぞれの局面において実際上には進行されるかと思いますけれども、まず基本に当たってのお尋ねという点では、そのように整理できるものと考えております。

岩村委員長 大内委員、よろしゅうございますか。

大内委員 今の御説明で大体理解できました。ということは、当該事業の円滑な運営を図るためということで、基本的にはそういう部分で。今まで事業運営懇談会でいろんな問題を協議してきた経緯がございます。そういうことも含めて、円滑な運営を図るためという理解で解釈しておいてよろしいのかどうか。

岩村委員長 保険課長。

吉田保険課長 先ほど私が申し上げたこと、言葉足らずであったとすれば申しわけなく思います。一方で、六条において明らかなように、この協議会はこの船員保険制度の新たなる保険者たる協会のもとに置かれた運営協議会ということでございます。委員お示しのように、私の承知している限りでは、懇談会では例えば制度論をはじめとする議論もこれまで関係者の間で積み重ねられてきたというふうに承知をしておりますし、本日の協議会の終了後には懇談会として、またミーティングも予定をされている。そういう意味では、この協議会の場というのは保険者の立場において、保険者のもとに置かれた協議会として、当該事業の円滑な運営を図るということを議論をいただく場と思っております。

したがって、今、委員がおっしゃった、重ねておっしゃっておられますような、懇談会で行われたような制度を議論する場ということから申し上げれば、まずは懇談会というのは、私の理解では社会保険庁の運営部長のもとに置かれた懇談会ということでございますので、その場において年内、社会保険庁が保険者として運営をしております間においては十分御議論を詰めていただいて、今後の新しい船員保険制度の骨格をはじめとするところについて、誤りのないように関係者の御意見をいただくことになろうと思います。その後につきましては制度改正議論が、今後何らかの形である場合には、当然、関係者の方々の御意見をよくよく踏まえて、コミュニケーションよく制度について考えていくのが、制度を所管しております私ども厚生労働省の立場だというふうに思っておりますので、具体的なその形につきましては、またそのときの案件、そのときの状況に応じて、また関係者に御相談をさせていただきながら整理をしていくものかなというふうに、現時点では思っております。

岩村委員長 大内委員、どうぞ。

大内委員 ちょっと今の説明でもよく理解できない部分がありましてね。具体的に例を 挙げて申し上げると、例えば、事業運営懇談会でこの後多分議論されるようになると思い ますけれども、福祉センターの扱いについてどうするのかという話が1つあります。これ は事業運営懇談会の中では、経過観察施設として、そういう位置づけをした施設でございまして。この経過観察期間というのは最長3年、それ以外に方向性をどうするかという問題は当然やっていかなければいかんと。そういう問題がございまして、12月いっぱいで社会保険庁が廃止という形で、全国健康保険協会の方にスイッチをしていくと。その種の問題は、いったいどこで論議をするようになるのか。という問題が1つありましてね。

本来ならば、こちらの中で質問すべきなのか、懇談会の方でこの問題についてすべきなのか。ちょっとその辺は迷うところだったんですけれども。いずれにしても、その種の問題も含めて、多分どこかの場でやらなければいかんというふうに思っています。そういうことからしますと、船員保険協議会の場では、その手の議論というのはできるのかできないのか。あるいは、それ以外にいろんな問題が、船員保険の問題に関係するいろんな問題が出てきたときに、この場で議論ができるのかどうか。その辺を、できるのかできないのかだけで結構ですから、教えてください。

岩村委員長 では管理官、お願いします。

高原統括管理官 それでは、大内委員からの御質問、かなり具体的なテーマにかかわる話でしたので、運営懇談会との関連もございますので、私の方から御説明をさせていただきたいと思います。大内委員がおっしゃったように、懇談会におきまして、今、病院、健康管理センター、それから保養所、福祉センター、こういう各種福祉施設の取り扱いについて、小委員会も設けましているいろ議論を重ねてきております。

先月の事業運営懇談会におきましては、健康管理センター、5つの保養所等につきまして、存続を前提にして適切な保有先に譲渡手続きに入るということが労使間で合意されたところでございます。こういう存続の合意形成がなされた施設につきましては、1月以降、新しい船員保険の福祉事業が提供されるということになりますので、この合意を踏まえまして、各施設における運営の合理化を前提として、新しい保険者としての健康保険協会からどういう措置をしていく必要があるのか。これはこれから検討して、具体的な措置について、1月からの事業計画や予算の中で具体的に御相談していくということですので、それについては、この協議会の場で御議論をいただくべきテーマということになると思います。

それから、例示としておっしゃった福祉センターですけれど、今後の処理方針が、今の 段階では固まっておりません。これにつきましては、事業運営懇談会の小委員会、野川先 生に小委員長をしていただいているわけですけれど、そこにおいて引き続き精力的な検討 を進めていこうということで、先月も合意をさせていただいておりますので、私どもとし ては極力年内に、どういう処理方針で進めるか、合意形成を図らせていただくための最善 の努力をしていきたいと思っております。

仮に福祉センター等の処理が年明けにずれ込む場合の処理ということでございますけれ ど、これは、協会からの福祉事業の支出は、保険料率ともかかわる問題でもございますの で、状況報告等をこの協議会の場でさせていただくということは十分にあり得ると思いま すけれど、基本的には国有財産の管理、処分の問題ということでございますので、年明け 以降は厚生労働省に引き継がれるべき性格の問題ではないかと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、年内にとにかく方向性について合意形成を目指して、精力的に御議論いただき、私ども事務局としても努力をしてまいりたいと思いますし、そういう議論の進捗状況を踏まえまして、年明け以降どういう形で、仮に持ち越された場合の検討をどうするかということについても、関係者間であらかじめ調整をさせていただくということで進めていければと思っております。

岩村委員長 大内委員、いかがですか。

大内委員 今の御説明で大分理解できましたけれども、船員保険協議会でいろんな問題については、今のような事例を挙げた部分については、これは引き続きこの中でやっていくと。ちょっと、先ほど、何が一番気になっているかと言いますと、例えば事業運営懇談会で、センターもしかりですけれども、船員保養所 5 施設は存続させると、こういうことを決定をいたしました。

受託先はどういうことになっていくのか、これからの話だというふうには思っていますけれども、福祉施設でございますから、これは営業を目的としておりません。これまでもそうだったんですね。その施設を維持運営をしていただくということになりますと、もちるんみずからの努力というのも大事な部分ですけれども、それだけではなかなか福祉施設として、営業を目的としておりませんから。そうなりますと、建物の維持、整備含めて、多分従来、今現在やっているような施設整備費というような形で船員保険の方から出していると、こういう状況にございまして。

その辺のところが、いったいどこでそういう話ができるのだろうかと。それは船員保険協議会の中でできるのか、できないのかというのが一番、私どもにとってはいまだに不透明な状況でございまして。ここでそういうことができないということになりますと、事業運営懇談会で存続させるということは決めたけれども、要はそういう蛇口を絞って自然死を待つための懇談会の決定だったのかと。維持運営できなくなってしまいますから。

そういうところはいったいどうするのかということが、やはり一番懸念として持っておりまして。残すと言った以上は、実質的にきちんと残れるような状況をつくらなければいかんだろうと。その種の問題はいったいどこで論議できるのかということが、やはり一番気になるんですね。それ以外にも、センターの話もそうですし、船員保険病院の話もそうですし、健康管理センターの話だって同様の部分があるわけです。そういうことが、この船員保険協議会の場で議論できるのかできないのか。その辺だけ明確にしていただければいいと思います。以上です。

岩村委員長 それでは管理官、お願いします。

高原統括管理官 先ほどもちょっと御説明させていただいたかと思いますけれど、保養所につきましては先月の事業運営懇談会で、今、10ある保養所を半分にして存続させていこうという、こういう合意が形成されたわけでございます。そういう存続を前提として合

意が得られた施設につきましては、1月以降、その施設において新しい船員保険制度の福祉事業が提供されるということでございますので、当然その各施設におきまして運営を合理化していただくという努力はしていただく必要がありますけれど、そういうことを前提としながら、安定的な運営の確保のために必要な支援を、これから船員保険制度としてどうしていくのか、そういうことについて十分に検討していく必要があると考えております。それはまさに新しい保険者である全国健康保険協会から、どういう形で支援をしていく必要があるのかどうか、そういうことを検討した上で、年明けの事業計画や予算の中に反映させていくということで継続的に検討なり実施していくということになると思いますので、そういう問題につきましてはこの協議会の場で当然検討の事項になると理解をしております。

岩村委員長 大内委員、どうぞ。

大内委員 今の御説明で理解できました。引き続き、12月までに解決できなかった、あるいは12月以降も必要だという部分については、この場でも検討をすべきであると、あるいはできると、こういう理解をいたしますけれども、そういう理解でよろしいですか。

岩村委員長 管理官、どうぞ。

高原統括管理官 今御説明しましたのは、存続についての合意が形成されている施設について申し上げたつもりでございますが、福祉センターにつきましては、まだ現時点ではその合意がなされておりません。そういうことで、私どもとしてはできるだけ年内にこの福祉センター等、処理方針が決まってないものにつきまして、早く方向性について合意をさせていただくように努力をさせていただくということでございますので、仮にそれが持ち越した場合の処理につきましては、また別途、進捗状況を見ながら考えていく必要があるのかと思っております。

岩村委員長 大内委員、どうぞ。

大内委員 済みません。何度もやりとりするようで申しわけないのですけれども。ということは、どういうことなんですか。合意形成ができた部分についてはこの場でやるけれども、合意形成できていない部分についてはこの場ではやれませんよと、こういうことおっしゃっているわけですな。そうすると、今まで事業運営懇談会でやってきて、この船員保険協議会に私は引き継いでいくというふうに理解をしていたんだけれども、決してそういうことではないよと。なぜ、ちょっとしつこくその辺をやるかと言いますと、今日は船員保険協議会の第1回の協議会でございますので、まず入るときにどこがどういうふうにできるのか、そのことをきっちりと確認をしていきたいというのがあります。その上で次回以降に臨んでいかないと、1回目のときにはそこまでの確認はできていないと、したがって、この場ではできないのだと、こういうことで門前払いを食わされてしまうと、これ、問題だなというふうに、もう問題意識として持っています。

ですから、その辺の扱いについて、いったい船員保険協議会でどこまでできるのか、ど こからできないのか。その辺だけ明確にしてくださいと、何回もこういうことで申し上げ ております。説明を聞いていると、ちょっとわかったようなわからないような話に。理解 不足もあるかもしれませんけれども、きちんとした理解がまだできておりません。その辺 のところを明確にしていただきたいということを申し上げている。以上でございます。

岩村委員長 はい。今までの議論を伺っている限り、おおむねこのようなことかと思っております。今、運営懇談会の方で議論している、特に福祉施設関係のもののうち、既に小委員会等で存続についての合意ができていて、かつ来年度以降の船員保険の福祉事業として引き継ぐことが決まっているものについては、この協議会の所管事項として議論が可能であると。しかし、他方でまだその小委員会の方で結論が出ていないものについては、その整理がどうなるかということによって、こちらの協議会に乗ることも、来年度以降の協議会の事項に乗ることもあるし、あるいはそれとは別の形での議論を来年度以降やるのかということにもなり得ると。

それで管理官がおっしゃっているのは、したがって今年いっぱいに各小委員会の方でまだ未決事項について精力的に議論をし、そしてそれでもまだ決まらないというときについては、さらに来年以降そういう形でその議論をするかということについては、また詰めて考えたいという、そういう整理だというふうに私は理解しておりましたが、それでよろしゅうございましょう? 社会保険庁側は?

高原統括専門官 そのとおりでございます。

岩村委員長 ですので、今日のところではっきりしているのは、船員保険の方に受けつがれること自体が既に決まっているものについては、この協議会の場で議論をすると。また、未決事項についてはこの後さらに小委員会で議論を続けていって、その整理によってはこちらの協議会の審議事項の所管事項の中に入ってくるということもあるし、そうでないとすると、また来年以降どういう形で議論をしていくかということについては、最後、精力的に詰めて枠組みの設定をしていただくと。設定をするのか、しないのかの、その必要性も含めて議論していただいて、整理していただくという、そういうことだろうというふうに理解しますが、よろしゅうございましょうか。大内委員、どうぞ。

大内委員 今の委員長の説明で、大分整理できました。その中でちょっと1点だけ、高原さんにお聴きしたいのですが、今現在、解決できていない事項についてです。これは事業運営懇談会の中でもできるだけ早く解決できるようにしましょうと、こういうことで論議は進めていこうと、こういう結論になっています。

そこで、意図的になどという考え方は全く持っておりませんけれども、今年の12月まで解決できなかった場合は、先ほどのお話からしますと、施設検討小委員会はそのまま継続をさせると、その中で論議をしていくと。それで合意ができればこちらの方に移ってくると、こういう展開になるのかなというふうに思いましたけれども、ただし小委員会にしても、事業運営懇談会そのものが今年の12月に社保庁の運営部長の私的諮問機関ですから、12月に社保庁がなくなると同時にその懇談会は消滅をすると。したがって、その下部委員会である小委員会も消滅していくと、こういうことになってしまうと、未解決の部分につ

いてはいったいどこで議論するのですかと、こういうところがあるわけです。

先ほどの岩村委員長の御説明で大体整理はできたのですけれども、そこの部分だけは、 どういう扱いにされるのか、ちょっとその辺だけ明確にお願いをしたい。

岩村委員長 管理官、どうぞ。

高原統括管理官 御承知のように社会保険庁は年内に解体という予定になっておりますので、年明け以降、今の小委員会とか運営懇談会をそのままの形で存続させるということは、これは無理があると考えております。それで、先ほども申し上げましたように、年内、社会保険庁がある間に極力合意形成に向けた努力を、懇談会、それから小委員会の枠組みを使ってやらせていただく。そういう進捗状況も見ながら、仮に本当にその問題の処理が年を越してしまう場合には、年内に、年明け以降の検討をどういう形でやっていくかということも含めて検討して整理をさせていただくという考え方でおります。

岩村委員長 よろしゅうございましょうか。今日、協議会の場なので、ちょっとテーマがずれるのですけれども、今のお話を踏まえる限りは、年内はとにかくぎりぎり、残された問題についての解決を努めていただいて、それでもなお課題が残る場合については、来年以降どういう形でそれを議論していくかということについては、その協議の場で、来年度以降の問題についてどうするかというその問題もあわせて、最後、決めましょうという、そういう御趣旨だというふうに伺いましたので。それで大内委員、よろしゅうございましょうか。

大内委員 わかりました。

岩村委員長 ありがとうございます。そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。そうしますと、資料1についていろいろ御意見があり、それから資料2の方は、先ほど清水委員から御質問があって事務局の方からお答えがありましたけれども、特にこれ以上ないということでございましたら、この資料2の「船員保険協議会の運営についての申し合わせ」というものについては、きょうの資料では「案」がついておりますけれども、これを取って「申し合わせ」とするということで、委員の皆様の御了承をいただくということでよろしゅうございましょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、時間の関係もございますけれども、急いで3番目の議題に移りたいと思います。事務局の方から資料3ということで「新船員保険制度施行に伴う船員保険事業移管の準備状況について」ということで資料が提出されておりますので、それについて御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

長屋船員保険室長 資料3について御説明申し上げます。新船保の施行に伴います業務移管の準備状況について、でございます。大きな1番といたしまして、厚労省及び健保協会における主な準備作業ということでございまして、現状と今後の課題ということでございます。左側の方が、厚労省における移管準備の主なものということでございまして、項目立てで申しますと、今後、政令、省令等の作成があると。また、船員保険システム、事務処理のためのシステムを開発するということと、また現在、健康保険協会の本体システ

ムがございます。それとの接続のためのシステム改修といったことにつきまして、現在、 調達作業を終えまして、関係業者において開発作業を行っている段階でございます。

それから、今も少し議論がございましたけれども、船員保険福祉施設問題の処理、また 労災・雇用保険制度へ、一般制度へ移行していく部分についての業務の引き継ぎ、また制度にかかる広報といったことがございます。また、事務所の確保ということも移管準備と してございまして、これは社会保険庁において、現在の健康保険協会の事務所の近くにと いうことを前提に、利便性やコスト、広さなどを加味しまして選定いたしました。飯田橋 にございますステージビルディングという建物でございますけれども、ここのワンフロア を借りまして、本年 10 月より入居する予定としてございます。

一方、右側の方が健康保険協会における準備の主なものということでございますが、これにつきましては、まず職員の採用ということで、協会本部における業務処理の集約化を基本に、本部に三十数人、支部に十数人の職員を配置する予定でございます。このほか、データ入力のための派遣職員等を配置することといたしてございます。また、この船員保険協議会の運営、それから定款運営規則の変更、事業計画予算の作成、それから保険料率の決定といったことが準備行為としてございます。

それから準備経費の負担ということでございまして、事務室の借料、また船員保険にかかる協会システムの改修経費等につきましては、現在、健康保険協会においては法律上は船員保険の準備行為ができることとはされておりますけれども、船員保険準備のための予算措置が現状ではなされていないということがございますので、かかる費用については今のところは健保協会において費用立てかえの御負担をいただきまして、負担していただいて、年明けに船員保険勘定からの立てかえ分の支弁というやり方で処理をする予定といたしてございます。

それから大きな2番目といたしまして、運営懇談会、船保協議会における主な検討事項ということでございます。左の方ですが、懇談会においては福祉施設問題の処理について御議論いただく。また、政令、省令等の内容の検討も含めまして、施行についての検討事項の整理を行うということがございます。それから、船保協議会における検討事項といたしましては、この上のところで星印のついている定款運営規則の変更、事業計画、予算の作成、保険料率の決定といったことが主な検討事項となるものでございます。以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございました。ただいま、資料3について御説明をいただきましたけれども、それについて御質問あるいは御意見等ございましたらお願いをしたいと思います。よろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございました。

それでは最後の議題ということでございまして、今後の審議の進め方でございます。これにつきましては事務局の方から、資料4ということで「船員保険協議会の開催スケジュールの案について」というものが用意されておりますので、これについての御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

長屋船員保険室長 それでは御説明申し上げます。開催スケジュール(案)ということでございますが、まず船員保険協議会という真ん中あたりの段をごらんいただきます。本日、船員保険業務移管の準備状況についてということで、顔合わせも兼ねて開催いただきました。船員保険協議会につきましては、この後は9月末から 10 月にかけまして、平成22 年1月から3月までの3カ月分の保険料率を付議するということがございます。また、12月になりますと、定款運営規則の変更、また21年度の船員保険に関する事業計画、予算等を付議するということのために、船員保険協議会が開かれる予定となってございます。

また、運営委員会につきましても、船員保険協議会の意見を尊重した上で運営委員会にお諮りすることとなってございますけれども、同様のスケジュールで 10 月に、22 年 1 月から 3 月の保険料率の付議、12 月には定款運営規則の変更等の付議、という手続きとなってございます。

上段の方をごらんいただきますと、運営懇談会につきましては今日、この後3時からでございますが、政令改正について御意見を賜わる、その後、ということがございます。それから8月になりますと、26日にセットしておりますが、今度は省令改正について御意見を伺うということになってございます。9月末から10月にかけては、その他運用面の課題等について御議論いただくということを予定してございます。

このほか、政省令の制定作業についてはパブリックコメント等の予定がございます。備 考といたしまして、システムの設計開発関係の日程、また決算や概算要求等の日程も付け てございまして、1月からの新船員保険制度の施行に向けて準備を進めていくということ でございます。

岩村委員長 ありがとうございました。今、今後の開催スケジュール等について御説明いただきましたけれども、これについて何か御意見あるいは御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

そのほか、この際ということで御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、ないということでございますので、きょうの船員保険協議会はこれで終了させていただきたいと思います。次回の日程等について、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 次回につきましては、調整の上、事務局より別途御連絡させていただきます。 岩村委員長 ありがとうございました。それでは、今日の船員保険協議会はこれで閉会 とさせていただきます。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(終了)